

第五條 本會設立の日に於ける資産は六百萬圓とす

第六條 本會に基金を設く

基金の積立及び管理の方法は評議員會の議決を経て之を定む

基金は評議員三分の二以上の同意を得るにあらざれば之を處分することを得ず

第七條 本會の經費は左に掲ぐるものをも以て之を支辨す

- 一、本會の目的を翼賛するものより受入れたる寄附金
- 二、資産及び資産より生れる收入
- 三、其他の收入

第八條 本會の會計年度は毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

月三十一日に終る

第九條 會計年度の終りに於て剰餘金ある時は翌年度に繰越し之を基金に編入す

但し其の一部を使用する事を得

第十條 本會の豫算は毎會計年度開始前評議員會の議決を経て之を定め決算は其終了後評議員會の認定を経て之のとす

第十一條 本會は評議員の決議に依り特別會計を設くる事を得

### 第六章 會員

第十二條 本會の事業を翼賛するものは之を會員とす會員の入會手續に關する細目は別に之を定む

### 第七章 役員